

本人確認情報の県事務利用状況について

◎ 平成26年度利用状況

項 目	利用事務の概要	担当課	平成26年度		
			申請件数	利用件数	利用率
住 基 法 別 表 5	恩給法	退職年金給付の際の受給者の住所確認、生存確認	—	1,986	—
	消防法	危険物取扱者免状、消防設備士免状交付申請の際の本人確認	185	93	50.3%
	原爆被爆者援護法	医療特別手当等手当給付の際の受給者の住所確認、生存確認	—	1,261	—
	電気工事士法	電気工事士免状交付申請等の際の本人確認	1,003	564	56.2%
	宅地建物取引業法	宅地建物取引業免許の交付申請等の際の本人確認	276	109	39.5%
	旅券法	旅券の発給等の申請の際の本人確認	40,621	38,100	93.8%
条 例	県税の賦課徴収	納税義務者所在調査、滞納者所在調査等の際の住所確認	—	57,199	—
	退職年金の支給	受給者の住所確認、生存確認	—	248	—
合計			42,085	99,560	—

※ H27.4から追加された法事務：旅行業法(山岳高原観光課)、通訳案内士法(国際観光推進室)、不動産の鑑定評価に関する法律(地域振興課)、建築士法(建築住宅課)に関する申請の際の本人確認など

<年度別推移>

項 目	H23		H24		H25		H26		H27 (H27.12まで)		累計			
	利用件数	利用率	利用件数	利用率	利用件数	利用率	利用件数	利用率	利用件数	利用率	件数	利用件数	利用率	
住 基 法 別 表 5	恩給法	2,998	—	3,500	—	2,330	—	1,986	—	1,463	—	—	23,102	—
	消防法	102	61.1%	87	50.6%	19	12.5%	93	50.3%	78	53.8%	1,386	784	56.6%
	原爆被爆者援護法	1,428	—	1,394	—	1,362	—	1,261	—	913	—	—	13,240	—
	電気工事士法	545	60.4%	505	59.3%	628	56.7%	564	56.2%	462	58.3%	7,168	4,081	56.9%
	宅地建物取引業法	66	38.8%	131	42.7%	90	35.4%	109	39.5%	40	36.7%	1,974	824	41.7%
	旅券法	49,669	93.6%	46,053	93.0%	39,067	93.0%	38,100	93.8%	27,348	94.0%	372,453	345,574	92.8%
	旅行業法									3	60.0%	5	3	60.0%
	通訳案内士法									0	0.0%	3	0	0.0%
	不動産の鑑定評価に関する法律									2	66.7%	3	2	66.7%
建築士法									0	—	0	0	—	
条 例	県税の賦課徴収	60,891	—	67,491	—	73,737	—	57,199	—	49,331	—	—	586,567	—
	退職年金の支給	302	—	329	—	236	—	248	—	172	—	—	2,132	—
合計		116,001	—	119,490	—	117,469	—	99,560	—	79,812	—	382,992	976,309	—

住民基本台帳法の規定

(本人確認情報)

第30条の6第1項の規定により、

本人確認情報は、氏名、出生の年月日、男女の別、住所、住民票コード、個人番号、変更情報をいう

(都道府県における本人確認情報の利用)

第30条の15

第1項 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる。

- 1 別表第5に掲げる事務を遂行するとき。
- 2 条例で定める事務を遂行するとき。
- 3 本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき。